

令和 2 年 12 月 4 日

全日私幼連加盟園

設置者・園長 様

(公財) 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

理事長 安家 周一

(公印省略)

文部科学省より教員免許更新制の周知のご依頼

謹啓 初冬の候、貴園におかれましては益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

この度、文部科学省より教員免許更新制についてご案内がございます。

添付の PDF データをご覧いただき、貴職員へご周知いただけますと幸いです。

今後とも、本財団の活動に種々ご理解とご協力を賜りますよう宜しく願い申し上げます。

謹白

記

■名 称：幼稚園教諭免許状をお持ちの方へ

■内 容：添付の PDF をご確認ください。

以上

幼稚園教諭免許状をお持ちの方へ

免許状更新講習の
対象者とは？

免許状の有効期間
はいつ？



更新手続きは
どのように行うの？

※ あなたの教員免許状の有効期間を、
お持ちの免許状の情報を入力すること
で確認できるツールがあります。(パソ
コンからダウンロードして御利用くだ
さい。)

(ツール掲載先)

文部科学省ホームページ

「教員免許状の有効期間確認ツールに
ついて～更新時期確認の御参考に～」

[https://www.mext.go.jp/a_menu/
shotou/koushin/013/1420173.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/013/1420173.htm)

平成21年4月1日より、教員免許更新制が導入されました。
免許状を所持する皆さまにおかれましては、免許状が有効である期間を
御確認いただき、教職に就くにあたっては、免許状を有効な状態で所持
していただきますようお願いいたします。

●教員免許更新制に関するお問い合わせ先●

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室更新係

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線：3573）

文部科学省ホームページ「教員免許更新制」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教員免許更新制について

◎免許状更新講習の対象者とは？

◆受講義務者◆

現在の勤務先	現在の状況（現職等）
①幼稚園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）
②幼保連携型認定こども園	保育教諭（非常勤講師・パート等含む）
③幼稚園型認定こども園	幼稚園教諭（非常勤講師・パート等含む）

- ◆所定の期間内に更新の手続きを行わない場合、免許状は失効します。
※現職教員の場合、免許状が失効することで失職に繋がる場合もあります。

重要

現職教員については、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学校教育活動の実施に伴う教員の業務量の増大等が、更新講習の課程を修了することが困難である「やむを得ない事由」に当たるとして、更新期限の延期・延長を行っても差し支えないこと等について通知しております。

現職教員で延期・延長を希望する場合は、修了確認期限等の2か月前までに免許管理者に対して申請を行う必要があります。延期・延長の申請を行わずに、更新講習を受講・修了しない場合、免許状が失効しますので御注意ください。御不明な点がある場合は、お早めに免許管理者に御相談ください。

◆受講対象者◆

現在の勤務先	現在の状況（現職等）
④幼稚園型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑤保育所型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑥地方裁量型認定こども園	保育士（パート等含む）
⑦認可保育所	保育士（パート等含む）
⑧幼稚園併設型認可外保育施設	保育士（パート等含む）
⑨教職以外の職、無職	・教員採用内定者 ・非常勤講師リスト登録者 ・教員経験者

- ◆受講義務はありませんが、免許状を更新する希望がある場合、講習を受講することができます。

認可外保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設に勤務する保育士は、⑧に該当しない限り、受講対象者に該当しません。

免許状更新講習を受講するには、上記の受講義務者若しくは受講対象者のいずれかに該当することが必要です。

◎更新手続きはどのように行うの？

●○手続きのスケジュールイメージ●○

例：令和3年3月31日が有効期間の満了の日（修了確認期限）の場合

平成31年2月1日～…手続き開始可能日（2年2か月前）

免許状更新講習受講期間及び申請期間（2年間）
（平成31年2月1日～令和3年1月31日）

①免許状更新講習の受講



1. 受講する講習を決めます。

講習開設情報については、文部科学省ホームページを御参照ください。
※下記ウェブサイトより確認できます。（文部科学省「講習開設情報」）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm

2. 講習開設者（大学等）へ申込をします。

※申し込み方法は講習開設者へ御確認ください。



3. 講習を受講します。

- | | | | |
|---|--------------------|---|---------|
| } | ・必修領域 …………… 6時間以上 | } | 計30時間以上 |
| | ・選択必修領域 …… 6時間以上 | | |
| | ・選択領域 …………… 18時間以上 | | |

4. 受講修了後、講習開設者より「更新講習修了（履修）証明書」が届きます。

②免許管理者へ申請



5. 更新講習修了証明書を全てまとめ、必要書類とあわせて免許管理者へ提出します。

【免許管理者とは？】

- 現職教員の場合 ▶ 勤務先の所在する都道府県教育委員会
教員以外の場合 ▶ 住所地の都道府県教育委員会

令和3年1月31日
申請締切日

③手続き完了



旧免許状をお持ちの現職の方、新免許状をお持ちの方はここまで更新手続きを行わないと免許状は3月31日で**失効**します。

6. 免許管理者より、有効期間更新証明書又は更新講習修了確認証明書が届きます。（証明書には、次回の有効期間の満了の日（修了確認期限）が記載されています。）

令和3年3月31日…有効期間の満了の日（修了確認期限）

令和13年3月31日…次回の有効期間の満了の日（修了確認期限）